

性的少数者（LGBTなど）への行政サービス拡充に関する請願

請願要旨

2015年に渋谷区でいわゆる「同性パートナーシップ条例」がつけられ、世田谷区では、「同性パートナーシップ宣誓制度」がつけられたことがきっかけとなり、伊賀市、宝塚市、那覇市、札幌市、福岡市でも、同性パートナーの認証制度が開始されています。また、大阪市でも実施する方向性が示されています。

東京都では、「2019年の後半には五輪憲章の精神を実現するLGBTを含む差別禁止を条例化する」と小池東京都知事が表明し、首都圏では、2017年12月九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は性的指向や性自認による偏見や差別のない社会をめざしますとして、LGBT配慮促進キャンペーンを実施しています。

また、民間企業でも、パナソニック、日本IBM、朝日新聞社などでは、社員のうち同性カップルにも異性間の結婚と同様の福利厚生を適用したり、生命保険会社では同性カップルも死亡保険金の受取人として指定することを認めるようになってきたりしています。

私たちは、町田市でも同性カップルを含む「パートナーシップの公的認証」のための制度創設の検討を希望しています。そのことがLGBTへの理解の促進、差別の解消につながり、マイノリティが自分らしく生きられる社会の実現になると考えています。その一歩としてSO（性的指向）、GI（性自認）による相談窓口の設置、福利厚生の適用など、まずは諸施策を講じていただきたいと考えます。

同時に、性的マイノリティは、これまでさまざまな行政サービスの対象から外されてきました。町田市において、今後、具体的にどのような行政施策が、私たちにも適用可能かを洗い出す作業を進めていただきたいと考えます。

請願項目

1. 町田市の教育、福祉、医療、就業、その他の行政活動において、性的指向(SO)、性自認(GI)による相談窓口の設置や福利厚生の適用などの諸施策を講じていただきたい。
2. 町田市でも、「パートナーシップの認証制度」などを検討するとともに、婚姻や事実婚などの関係にある異性カップルが町田市から受けている行政サービスについて、同性カップルにも適用が可能なものがあるか確認されたい。

以上、請願いたします。